

衆議院・憲法審査会読上げ

平成26年4月24日

法務省民事局

- 1 まず、民法の成年年齢の引下げについての法務省における検討状況を御説明いたします。

民法の成年年齢の引下げにつきましては、国民投票法の附則第3条を踏まえて、法務大臣から法制審議会に諮問がされ、平成21年10月、法務大臣に対する答申がされております。

法制審議会の答申は、特段の弊害がない限り、選挙権年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましいとした上で、国民投票法の投票権年齢が18歳と定められたことに伴い、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることが適当であるとしています。もっとも、同答申は、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要であるとしております。

政府においては、消費者保護施策の充実や消費者関係教育等、これまで成年年齢の引下げに向けた環境整備に取り組んできたところであり、法務省としましても、関係省庁と連携を図りつつ、法教育の充実等、民法の成年年齢の引下げに向けた環境整備に努めてきたところです。

- 2 次に、公職選挙法の選挙権年齢と民法の成年年齢の関係について御説

明いたします。

民法の成年年齢は、①親の同意なく一人で契約をすることができる年齢及び②親権に服する年齢を何歳までとすべきかという観点から定められているのに対し、選挙権年齢は、何歳から国政選挙に参加させるかという観点から定められており、その立法趣旨が異なっております。

また、民法の成年年齢と選挙権年齢とは理論的に一致する必要はなく、民法の成年年齢を引き下げなくとも、選挙権年齢を引き下げることが可能であることは、学説上も異論はないところです。実際、諸外国の立法例においても、私法上の成年年齢より低く選挙権年齢を定めている例（アメリカやカナダの一部の州、ブラジル等）や、現在は同一の年齢となっても選挙権年齢の引下げが先行している例（ドイツ、韓国、ニュージーランド）があります。

したがって、法務省としましては、選挙権年齢と民法の成年年齢とは、必ずしも一致する必要はなく、選挙権年齢の引下げによって、両者に差異が生じたとしても、特段の問題は生じないものと考えております。

民法の成年年齢の引下げについては、関係施策の充実に加え、成年年齢の引下げに向けた国民意識が醸成されることが必要になりますが、今後、公職選挙法の選挙権年齢が民法の成年年齢に先行して引き下げられることとなれば、それによって、民法の成年年齢の引下げに向けた国民の意識が醸成されることになり、成年年齢の引下げに向けた環境整備がより一層促進されるのではないかと考えております。

- 3 いずれにしましても、法務省としましては、憲法審査会における御議論の状況や、今後、各党間で組織されることとなるプロジェクトチーム

における選挙権年齢の引下げに向けた検討状況等を注視しながら，引き続き，成年年齢の引下げに向けた環境整備に努めてまいりたいと考えております。